慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	金本位制度の理論的研究
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.10 (1928. 10) ,p.1350(76)- 1427(153)
JaLC DOI	10.14991/001.19281001-0076
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19281001-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

金本位制度の理論的研究

金原賢之助

目次

一　本位制度の意義及び種類
二　金本位制度の意義
三　金貨本位制度
　A　金貨本位制度の本質
　B　跛行本位制度
四　金核心本位制度
　A　金核心本位制度の本質
　B　金核心本位制度の種類
　C　金核心本位制度の創唱者としてのリカアドオの提案と其實現
五　金本位制度に於ける金の職能
六　金本位制度の各形式と金の職能

一　本位制度の意義及び種類

現今文明諸國は貨幣の流通をして完全ならしめんが爲に、所謂造幣高權（Münzhoheit）即ち貨幣の制度を定むるの最上權と、造幣特權（Münzregal）即ち貨幣を製造發行するの特權とをそれ〳〵國家の手に留保し、これに依つて貨幣制度を定めてゐる。固より貨幣制度即ち貨幣に關する一定の秩序組織なるものは必ずしも國家の制令たるを要しないものであつて、一般人民の承認はよく貨幣の流通をして圓滑ならしむるを得るの道理である。實際國家が貨幣制度を制定するに當つて人民の慣行を全然無視するを許されないのはこの故である。蓋し、人民の實行に無關係な制度を假令樹立したとしても、斯る制度は遲かれ早かれ變更又は廢棄されなければならぬ破目に陷ること明かであるからである。併しながら各種各樣の貨幣が併び流通すること正に今日の如き複雜な狀態に在つては、其間に一定の統一を保たしめ、又其狀態の紊亂を防がんとすれば、勢ひ國家の如き强大なる權力を有するものが確然たる貨幣制度を設くることが甚だ必要となるのである。故に一般的に言へば國家の制定した貨幣制度は完全なものであり、然らざるものは

不完全な貨幣制度である、と觀ることが出來よう。

而して一國の制定する貨幣制度の基礎は本位制度に存する。蓋し一國が確然たる貨幣制度を設けて貨幣の流通を完全ならしめんとするに當つては、如何なる貨幣が其制度の基礎即ち本位であるか、これに關する制度を先づ第一に定めなければならぬからである。而してそれが定められた後に、その本位となる貨幣以外の貨幣に關する諸々の規定が設けらるゝのである。之を具體的に言へば、先づ本位となる貨幣即ち本位貨幣が確立され、これに續いて本位貨幣を補助する貨幣即ち補助貨幣並に本位貨幣の代用となる貨幣即ち政府紙幣又は銀行紙幣が制定せらるゝのである。即ち此等の諸貨幣に關する一切の秩序組織が一の貨幣制度であり、一の貨幣制度は斯くの如き諸々の貨幣に關する制度を確立することによつて樹立されるのである。併しながら貨幣制度は、上述した所から明かなる樣に、本位に關する制度が制定されなければ確立されぬものであるから、本位制度こそ貨幣制度の主要部分、根本要件と言はなければならない。然るに其他の部分は、本位制度が確立されれば當然それに從つて制定さるゝものであり、又制定されなければならぬものであるから、全く附隨的のものである。勿論決してそれは不必要な部分だと云ふのではない、唯前者が第一義的なのに對して後者は第二義的なものであると言ふのである。この點に着目して、本位制度は本來貨幣制度より狹義のものであるにも拘らず、一國の制定した貨幣制度を本位制度と稱し、單に貨幣制度と言へば直ちに本位制度を意味するものと爲すことが甚だ多いのである。從つて本位制度と云ふ意味の貨幣制度は、その本來の意義より狹義のものであることに注意しなければならぬのである。而して一國が貨幣制度若しくは本位制度を制定するに當つては立法手段を以て之を爲すのである。併し之を實際に活用するものは一國の國民經濟であるから、本位制度を考察する場合には法律にのみ囚はるゝの要はない。例へば、法律には規定があつても實行されて居らぬ場合、或は法規には缺けてゐても實施されて居る場合には、經濟上からすれば、國家が實際斯く制定して居るものと觀なければならないのである(一)。

然るに從來本位（Währung）制度なる言葉は、三種の標準に據つて分類され、それ〳〵の意義に用ひられてゐる。

先づ第一は其本位制度の採用されてゐる國を標準として、日本の本位制度、英吉利の本位制度、獨乙の本位制度と云ふが如くに分類せらるゝ。此場合には特殊の國の貨幣制度と云ふ意味になる。

第二は其本位制度の採用してゐる計算單位即ち價値單位を標準として、圓本位制度、磅本位制度、弗本位制度等と稱せらるゝ。即ちこゝでは特殊の價値單位を有する貨幣制度を指示して居る。

最後は其本位制度の基礎を代表する貨幣即ち所謂本位貨幣の素材に準據して、金本位制度、銀本位制度、紙幣本位制度等に區別せらるゝ。この區別に於いては特殊の本位貨幣を有する貨幣制度を意味して居る。

本位制度は以上の如く種々に類別さるゝけれども、その歸する所は是れ總べて貨幣制度そのものであつて他のものではないのであるから、これ等各種の意義の本位制度が各別に存在する次第ではなく、それ〳〵相ひ錯綜して居るものであることは敢て冗言を要しない。即ち全く一のものを樣々の立場から觀察して居り、第一は國と云ふ立場から、第二は價値單位と云ふ見地から、又第三は本位貨幣の素材と云ふ根據からそれ〳〵論じて居るのであつて、例へば日本の本位制度は圓本位制度であり又金本位制度であると言ひ得るが如くである。併しながらそれ〳〵の意義の含む範圍は相ひ異つて居るから、例へば金本位制度は米國の本位制度であると云ふは穩當を缺く。蓋し金本位制度は米國の本位制度のみではなく、英吉利のそれであり、又獨乙のそれでもあるからである。即ち第一の意義は一國を範圍として居り、第二の意義は一國若しくは數國を包含して居るに對して、第三の意義は特殊の國に關せず一般に亘つて居るのである。故に第三の意義を第一及び第二の範圍のみに限定して用ひんとするは勿論不當であると同時に、第一及び第二は第三に包容されて居るのである。之を或は、世界に存する本位制度を第一及び第二は共に縱斷的に、第三は横斷的に說明してゐるものとも言ひ得るであらう。

然らば吾人が本位制度を研究するに當つては如何なる標準に從つて之を區別すべきか。今この點に就いて觀るに、本位制度を各國別に穿鑿することは、本位制度の本質並に其意義を明かならしむる上に於いては甚だ迂遠の方法たるを免れ

ぬものであるが故に、斯る標準を重要視することは出來ない。勿論ある國が本位制度を樹立せんとする場合とか、又或る本位制度の其國に對する利弊を吟味せんとする場合とかには、當該國の事情を考慮しなければならぬこと明かであるけれども、斯ることは先づ其本位制度を一般的に研究した後に於いても爲し得べきものであり、又斯く爲すべきものであるからして、茲には國の相違は姑らく不問に附することが出來る。またこの意味に於いて單位名稱の如何は決して重要の點とならない。

其處で結局殘るものは第三の標準に依る分類であるが、斯くの如く國の相違に據らず又單位名稱の如何に關せず一般に亘る本位制度の分類は、本位制度の意義、機能を明瞭ならしむる上に於いて全く肝要の分類である。唯こゝに、斯る分類の標準として所謂本位貨幣の素材を重視することが適當であるか何うかと云ふ問題が起る。

抑々一國が貨幣制度を確立する所以のものは、前にも一言したやうに、其國に流通する又は流通せしめんとする各種の貨幣をして秩序ある組織に統一し、以て其流通をして圓滑ならしめんとするに外ならぬ。之を言ひ換へると、貨幣は何等かの貨幣價値を有してゐなければならぬが、各種の貨幣が之を個々別々に有して居る場合には流通の圓滑は期し難いものであるから、整然たる貨幣制度を樹立して其間に統一ある關係を維持せしめんとするのである。してみると貨幣制度若しくは本位制度に於いては、貨幣價値と云ふことが極めて重大な意義を持つことが明瞭となる。茲に於いて第三の區別標準を固執する論者は、貨幣價値は其素材の價値に依つて決定さるゝものであるから、其素材を以て本位制度を分類するの妥當なる旨を主張する。貨幣の名目價値が其素材價値に依存するとの說は更に十分の吟味を必要とする點であり又學者の說の分るゝ所であるが、右の樣な分類は、一應は尤ものことゝも考へらるゝ。去りながら本位制度の實際を觀察するに、本位に關する規定はあつても所謂本位貨幣即ち無制限法貨の資格を有し且つ自由鑄造の許さるゝ貨幣と云ふ意味の本位貨幣の實在せぬ本位制度もあり、又紙幣本位の場合に其紙幣が材料以上の價値を有するの事實も存するのであるから、換言すれば貨幣の名目價値が素材價値に依存せぬ場合もあるのであるから、本位貨幣

の素材を重要視する分類は必ずしも適當のものとは言ひ難い。即ち素材そのものに依るよりは、寧ろ其貨幣の價値が如何にして維持さるゝかと云ふ點に直接重きを置くの必要がある。換言すれば貨幣價値が何等かのものとの關係に於いて維持されて居るか否か、若し斯る關係が在るとすれば如何なるものとの關係に於いてゞあるかと云ふ其關係に分類標準を求めなければならない。別の言葉を以て之を言へば貨幣價値を具體的に表はす爲には何等かの計算單位を定めなければならぬが、その計算單位又は價値單位は何等かのものと等價關係を維持して居るか否か、若し維持して居るとすれば如何なるものに對して之を支持して居るかと云ふことを考察の標準に持ち來さゝなければならない。而してこの關係を標準として本位制度を類別し、或は金本位制度、或は銀本位制度、將た或は紙幣本位制度等と稱するのが、寧ろ至當であると思はるゝのである。

而して先づ以上の關係を標準として近世の本位制度並に本位計畫を大別すれば其本位制度が採用してゐる價値單位が何等かのものと等價關係を支持して居る本位制度と、然らざるものとの二種となる。ヘルフェリッヒ(Karl Helfferich)は之を「結び付けられた本位制度」(Gebundene Währungen)及び「自由なる本位制度」(Freie Währungen)と名付けてゐる(二)。即ち「結び付けられた本位制度」は、貨幣の價値が何等かの財貨の價値と一致の關係を保持するものであるが、然らば斯る財貨となるものは如何なるものであるかと言ふに、歴史の教ふる所に依れば貨幣の素材として最も適當のものと認められて一般に用ひらるゝ金銀二種の貴金屬である。從つて「結び付けられた本位制度」とは、金銀の如き貴金屬の價値に從屬する本位制度であると言ふことが出來る。又從つて「自由なる本位制度」は其貨幣の價値が貴金屬の價値に結び付けらるゝことなく、之をそれ自身獨立して保有する本位制度であると謂ひ得らるゝ。其代表的のものは紙幣本位制度即ち是れである(三)。

而して「結び付けられた本位制度」は既述の如く其價値單位が主として金銀二種の貴金屬の價値と等價關係を維持する本位制度であるが、或る制度に於いては單に金又は銀の一種類の貴金屬の價値に關係を有し、又他の制度に在つては金及び銀の兩種金屬の價値に從屬してゐる。前者は單本位制度と言ひ、後者は複本位制度又は兩本位制度と名付くる。

更に單本位制度はその金に關係して居るか或は銀に從屬して居るかに從つて、それ〳〵金單本位制度、銀單本位制度と稱さるゝ。今專ら論及せんとするのはこの金單本位制度又は略して金本位制度であるが、便宜の爲茲に本位制度類別の大要を掲げ、以て金本位制度がその分類上に占むる位置を明かにして置く(四)。

- 本位制度
  - 自由なる本位制度
  - 結付けられた本位制度
    - 單本位制度
      - 金本位制度
      - 銀本位制度
    - 複本位制度

（一）エルシュタアは斯う述べて居る、「一國の貨幣並に支拂の制度に關する國家制度――それが法律上のものであれ又事實上のものであれ――の全體を、余はその國の本位制度と名付くる。故に全く明白なことは、この本位制度の概念は貨幣制度のそれよりも狹義だと云ふことである。即ち本位制度は常に貨幣制度であるが、此れに反して貨幣制度はあらゆる場合に本位制度だと云ふ次第ではない。本來の貨幣制度は未だ本位制度ではない、國家が法律制度を以て貨幣並に支拂の制度に干與する場合に初めて、またさうすることによつて、貨幣制度は本位制度となる。……如何なる貨幣制度にも價値單位は存在して居るが、併しこの貨幣制度及び價値單位の兩概念は先づ第一に純然たる經濟の範疇に屬するものである。これ等が法律上の制度となるに及んで、初めて貨幣制度は本位制度、價値單位は本位單位となるのである」。(Karl Elster: Die Seele des Geldes, Jena 1920. S. 212-13.)

（二）Karl Helfferich: Geld und Banken. I. Teil: Das Geld, 6. Aufl., Leipzig 1923, S. 412.

（三）モルは、この分類と同樣のことを準備本位制度(Deckungswährung)及び人爲的本位制度(Kunstwährung)と云ふ語を以て表はして居る。Bruno Moll: Die modernen Geldtheorien und Währungssysteme, 2. Aufl., stuttgart 1926., S. 26 參照。

（四）これはたゞ金本位制度が本位制度の分類上何れの部類に屬するかを示して居る丈であつて、其重要の程度と云ふ意味でないことは言ふまでもない。

また單本位制度以外のものも、それ〳〵細分さるゝが、それは其部分を述ぶるに當つて示す筈である。

二　金本位制度の意義

前項の所述より明かである樣に、金本位制度とは、其制度の採用する貨幣價値の單位が金の價値と等價關係を維持するように組織された本位制度である。この意義は金本位制度を廣く解釋して居るのであつて、即ちこれに從へば、或る本位制度の價値單位即ち計算單位が金の價値と等價の關係を保持するならば、之を以て

金本位制度と稱するを憚らないのである。從つて金を以て素材とする鑄貨の實在如何の如きは敢て問題とならないのである。而してマッハループ(Fritz Machlup)が「貨幣單位と金との間に價値の連絡を有する本位制度は金本位制度と稱せらるゝ……貨幣單位が金に對して一定の價値關係を維持し、且つこの價値關係の不變が何等かの方法に依りて確保さるゝと云ふこと以上に、金本位制度にとつて本質的のことはない」(一)と述べ、又グレゴリイ(T. E. Gregory)が「貨幣の一單位が金の一定量と等價關係を保持する樣に組立てられた貨幣制度が金本位制度である」(二)と言つて居るのは、卒直にこの廣義の說を表明したものである。

然るに從來金本位制度の問題を取扱つた著述家の多くは、之を斯く廣義には解釋せず、採るに甚だ狹義の定義を以てしてゐる。即ち金本位制度とは、一國內に於いて無制限法貨としての資格を有し且つ自由鑄造の許さるゝ所の所謂本位貨幣が金から作らるゝ貨幣制度であると云ふが如き說である。而して其本質を分析して例へばノガロー(Bertrand Nagaro)オブスト(Georg Obst)諸家の如く(三)、金本位制度の下に於いては、金は自由鑄造及び自由輸出を許され、且つ金貨のみが無制限法貨換言すれば如何なる金額の支拂にも合法貨幣として用ひらるゝ資格が與へられて居る、銀及び其他の金屬より成る貨幣は唯補助貨幣としてのみ用ひられる云々と說いて居る。而して此種論者の說に依れば、前記の廣義の說は金本位制度に對する解釋の甚だ緩慢なるものであつて、或る本位制度が金本位制度として保有しなければならぬ要件を缺くものと觀る。從つて或る本位制度に於いて、假令其貨幣單位が金の一定量と等價關係を維持してゐても、斯る金より成る本位貨幣が存在せぬ場合には之を金本位制度とは別種のものと看做して居る。

惟ふにこの主張の述べて居る所は、それ丈の範圍に於いては決して誤謬ではない。又昔の本位問題は斯樣な狹義を以て滿足する程單純であつたと考へらるゝが、併しランスブルク(Alfred Lansburgh)の言ふ如く(四)今日の事情は既に甚だ複雜となつてゐる。而してこの說を以てしては、現今一般に金本位制度と呼ばるゝ所謂金塊本位制度を最早包含し得ないと同時に、前項に指摘した貨幣の素材無視の非難をも免れ得ないであらう。

又金本位制度とは貨幣單位に充てるに若干純量の金地金を以てすることを法

律上規定した貨幣制度であると說く人々がある。グッドリッフ(Goodliffe)の如きはそれで「この名辭(goldstandard)は、一國の通貨が法律上一單位量目の金に基いてゐることを、意味してゐる」と述べてゐる(五)。この說は、各國が金本位制度の樹立に當つて先づ貨幣の單位を定め、それが金の幾何量目に該當するかを明かならしめて居るとの事實に基くものであつて、其範圍は前の定義よりも廣い。併しこの定義も亦前者と同樣に貨幣の素材に重きを置く所の金屬主義の見地から出發して居るものであるが、吾人は本位制度の本質を斯樣に法律上からのみ觀察するの要はないと考へる。加之此說は、前の定義を採る論者からも不十分だとの非難が加へらるゝ。即ち貨幣單位に若干量目の金を充てることを規定した貨幣制度が金本位制度だと述べた丈では、金貨に對する自由鑄造、自由處分と云ふ金本位制度の要件を缺如して居ると主張し得られるのである。其處で例へばジャク(D. T. Jack)は、金本位制度の本質は單に計算の單位が法律上規定された金の量目であると云ふ點に存し、其金の量目は金貨であると否とを問はないと爲し、而して金本位制度維持の要件として、第一は計算單位が一定量目の金であること、第二は金貨以外の貨幣(紙幣を含む)が要求に應じて金に交換され得べきこと、並に第三は金に對する自由市場たるべきこと、換言すれば要求に應じて金貨は金塊に、又逆に金塊は金貨に交換され得ること及び金は鑄貨の形に於いても金屬としても障碍なく輸出入され得ること、を擧げてゐる(六)。要するに金屬主義的の考へ方から出發すれば、例へば或る論者の如く、貨幣の單位をして金の或る一定分量と價値に於いて同等たらしむるのが金本位制度だと定義しても、この制度の有すべき諸要件を掲げて結局この定義の適用範圍を狹ばめて了ふのである。カッセル(Gustan Cassel)は斯う述べて居る「余は、金本位制度を以て或る一定量の金が價値の單位となつてゐる本位制度だと言ふ通說を、維持し得ざるものとして拋棄した。而してそれに代ふるに、金の價格が或る狹い限界內に於いて決定さるゝ所の本位制度を、金本位制度として表はした」と。而も彼は、この事は金本位制度が自由なる本位制度の特殊の場合であるとの考へにまで導いたと言ひ(七)、結局「金本位制度とは、貨幣單位の購買力が金のそれと事實上一致する樣に統制されてゐる紙幣本位制度に外ならぬ」(八)との言をすら爲して居る。

勿論金本位制度は前述の如く自由な本位制度ではなく、貨幣の價値單位が金の價値と一致する樣に仕組まれた貨幣制度であるが、貨幣の價値單位と金の一定量の價値との間に等價關係を維持する方法は必ずしも一樣ではないから、この方法を標準として金本位制度を大別すれば、金貨本位制度と金核心本位制度との二種となる(九)。シェーファー(Schaefer)は之を『目に見える』金本位制度及び『目に見えぬ』金本位制度とも云つて居る(十)。狹義の論者が以て金本位制度と言ふのはこの『目に見える』ものゝみであり、後者は變則の本位制度としてこれから除外さるゝものであるが、項を更めて先づ金貨本位制度の本質から明かならしめよう。

(一) Fritz Machlup: Die neuen Währungen in Europa, Stuttgart 1927, S. 6

(二) T. E. Gregory: The Return to Gold, p. 1. ホウトレイも亦「金本位の基礎は、金の價格を一定することによつて、貨幣單位の價値を金の價値に結び付くる點に存する」と論じてゐる。The Gold Standard in Theory and Practice, p. 31.

(三) Bertrand Nogaro: La Monnaie et les Phénomènes Monétaires Contemporains, Paris 1924, p. 14

Georg Obst: Geld-Bank-und Börsenwesen, 23. Aufl., 1926, S. 31.

(四) Alfred Lansburgh, Die Bank Heft 11, 1926. 本誌第十二卷第八號五〇頁

(五) Walter Goodliffe: Credit and Currency, 1927, p. 56.

(六) D. T. Jack: The Economics of the Gold Standard, London 1925, pp. 2-4.

(七) Gustav Cassel: Money and Foreign Exchange after 1914 1925, p. 180.

(八) G. Cassel: The Rate of Interest, The Bank Rate and the Stabilization of Prices. Quarterly Journal of Economics, vol. XLII, No. 4, 1928. Aug., p. 52.

(九) 金本位制度は、これに於いて維持さるゝ金準備の點よりも觀察され得るが、それは紙幣發行法との關係に於いて述べるを便宜とするから必要の點以外は姑く不問に附する。

(十) Schaefer: Klassische Valutastabilisierung, Hamburg 1922, S. 118; Fritz Machlup: Die Goldkernwährung, Halberstadt 1925, S. 13 及び同氏著前掲 Die neuen Währungen, S. 7. 參照

三　金貨本位制度

A

金貨本位制度は本來の意義に於ける金本位制度である。前述の如く、狹義の論者の金本位制度は金貨本位制度のことであり、金貨本位制度はこの種論者の唯一の金本位制度であるから、此等兩種の辭句は全く同一の意義に解せられてゐる。金貨本位制度を表はす言葉は英語では gold standard が一般に用ひられて居るが、この語は廣義の金本位制度にも用ひらるゝことがあるから是との區別を明かにす

る爲には、特に純眞金本位制度 real, pure or full gold standard; die reine Goldwährung とも言ふ。或は其實體を明示する金貨流通本位制度 Goldumlaufswährung と云ふ言葉も屢々用ひられる。

金貨本位制度の本質は次の三點に存する。

（イ）無制限法貨の資格を有する貨幣は、一定の量目及び純分を有する金貨のみであつて、この金貨が國內の日常取引に流通する。

（ロ）金貨以外の流通金屬貨幣は唯補助貨幣としてのみ鑄造發行される。即ち素材價値より高き名目價値を有する所謂定位貨幣として一定金額まで法貨の資格が與へられ、日常小取引の用に供せらるゝ。

（ハ）金貨に就いては自由鑄造及び自由處分（即ち鎔解と輸出）が認められ、紙幣は金貨に兌換せらるゝ。

然らば斯る要件を備ふる金貨本位制度に於いて、如何にして貨幣價値の單位は金の價値と一致の關係を維持するか？其理由は甚だ簡單であつて、若しも金地金の市場價格が金貨の價値換言すれば造幣局が金地金輸納者に對して金貨の鑄造に應ずる所の金地金の造幣價格以上に騰貴するならば、この制度に於いては自由處分が認められて居るから、金貨は鎔解されて地金となるであらう。蓋し金貨の所有者は之を金貨として使用するよりは地金として使用する方が利益であり、又地金の需要者は之を市場に購求するよりも金貨を鑄潰した方が利益であるからである。其結果地金の供給は增加し、金貨の流通は減じて、金地金の市場價格は下降する。之を別の言葉を以て言へば、金地金の市場價格は金貨の價値以上に騰貴した儘で居ることは出來ないのである。是に反して、若しも金地金の市場價格が金貨の價値以下に下落したならば、此場合には自由鑄造の認めらるゝ結果、金地金の所有者は之を造幣局に輸納して金貨の鑄造を請求すべく、從つて市場に於ける地金の供給は減少し、金貨の流通は增加して、金地金の價格は金貨の價値まで騰貴するであらう。換言すれば、金地金の市場價格は金貨の價値以下には下落し得ないのである。之を要約すれば、金地金の市場價格は金貨の價値以上に騰貴し得ず、又それ以下に下落し得ず、兩者は常に一致せざるを得ないのである。この兩者が常に一致することは、即ち貨幣の價値單位が之を表示する金の一定量の地金價格

と常に等價關係を保持することを示して居るのである。

以上は、國家が本位貨幣鑄造請求者に對して手數料を徴收しない場合であるが、若し若干の鑄造料が賦課さるゝ場合には、貨幣の價値は其鑄造料だけ地金價格より高價に居り、地金の市場價格は其範圍内に於いて上下することゝなる。從つて此場合には貨幣の價値單位と金の價値との間には眞の等價關係が保持され得ない。故に多くの國は自由鑄造を許す場合には無手數料主義に依り、又之を賦課する國に於いても甚だ輕微であるから、貨幣と地金との間に於ける價値の差違はこの制度の運用に支障を生ずるほど重大でない。

更に金貨以外の通貨例へば銀、銅等より成る補助貨幣は金貨との兌換が許されぬとしても、國家が其流通額に適當の統制を加へると同時に、法律上金貨と同價を以て流通するの保證を與へ、且つ國庫金の收納に際して名目價値を以て收受する場合には、金貨に對してよく平價を保つ。而して紙幣は金貨との兌換が許さるゝから、これ又金貨との平價を保つのである。

以上の如く、金貨本位制度は金貨を流通に附すると同時に自由鑄造及び自由處分を手段として貨幣の價値單位と金の一定量との間に等價關係を保つ所の貨幣制度であるが、その金貨の流通する點より觀て之を『目に見える』金本位制度とも言ひ得るのである。斯る金貨本位制度を初めて樹立したものは英吉利で、一八一六年の法律に依つて其基礎が確立されたのであつたが、同國の貨幣制度はその外形に於いては今日も猶ほこの法律に基いて居るものと屢々主張せらるゝ。併しながら其實質は、人も知る如く世界大戰以來全然一變してゐる。而してこの模範的金貨流通國であつた英吉利に於いても、他の諸國に於けると同樣に兌換紙幣に對して全額の金準備を有して居らなかつたこと、國に依つては銀をも準備に加へたこと、或は英吉利、獨乙等に於いてはその兌換紙幣にも無制限法貨の資格を附與したこと等の理由を以て、純眞な金貨本位制度は未だ嘗て存在したことがないと論ずる者もあるが、其實質に於いては何等變る所がないのであるから、金貨本位制度は實施されてゐたものと觀て差支ない。而して初期金本位制度の時代に各國の樹立せんと期したものは、實にこの金貨本位制度であつたのである。例へば十九世紀の後半以後獨乙、瑞典、諾威、露西亞、墺匈國、和蘭、北米合衆國、佛蘭西、日本等は皆こ

の制度樹立の爲に努力したのであつた。併しながらこれ等諸國の中比較的多額の金貨の流通した國は、世界大戰前僅かに英吉利、獨乙、佛蘭西等の數國を數へるに止まり、他の諸國は吾が日本に觀たやうに金貨の流通しない金本位制度の國であつた　而も世界大戰はこれ等金貨流通國に於ける金貨を流通場裡より引上げしむるに至つたから、茲に言ふ所の金貨本位制度の國は現在存在しないと言はなければならない。

B

從來金本位制度と言へば、直ちに無制限法貨の資格を有し且つ自由鑄造の許さるゝ金貨の專ら流通する貨幣制度のみを念頭に置いたこと全く既述の如くであるから、若し斯る金貨と相ひ併んで無制限法貨たる銀貨が流通する場合には之を金本位制度の列外に置き、跛行本位制度 limping standard; die hinkende Währung と名付けて變則的貨幣制度と認めた。即ち跛行本位制度の特質とする所は、金貨の外に銀貨にも無制限法貨の資格を與へて共に流通に附するが、銀貨には自由鑄造を認めず、其供給を全く國家の統制の下に置くから其價値をして實價に據らしめず金貨と平價を保たしむる點に存してゐる。斯る跛行本位制度は之を歴史的に觀れば、複本位國が純眞の金貨本位制度に移るが爲に一時の便宜手段として採つたものであるから、全く變則の貨幣制度であつたのである。即ち此等の諸國が銀價變動の過害を免れんとして一時に本位銀貨の處分を行へば多大の損失を蒙る所から、斯る損失を負擔することなく而も金本位制度の利便を享得するの目的を以て實施したのである。故にそれは、從來の本位銀貨が自由鑄造停止の後にも猶ほ無制限法貨として流通する點に於いて、純眞の金貨本位制度と些か其組織に相違する所がある。跛行本位制度の名辭の由來も全く、完全な本位貨幣としての金貨と不完全な本位貨幣としての銀貨とが跛行の型にて共に流通するの點に存してゐる。併しながら、假令國内では銀貨が無制限法貨として流通しても其自由鑄造が停止せられて居る以上、金及び銀の市場價格と其法定比價との間に如何に開きを生じても、それが爲に複本位制度の場合の如く銀貨の鑄造高に增加を來たして金貨を流通外に驅逐することはないと同時に、其供給さへ適當に統制されれば、銀貨の價値は其素材價値に據らず即ち定位貨幣として金貨と平價を保つて流通する。

（一）即ちこの制度に於いてもその貨幣價値の單位は銀の價値には關係なく、專ら金の一定量の價値と等價を支持して居る。故にこの點より觀て跛行本位制度も金本位制度又は金貨本位制度と言はなければならない。唯比較的多量の大額面銀貨が流通する場合にはこれに對する特別の統制と注意とを必要とするから、强いて之を區別せんと欲するならば、之を跛行的金貨本位制度又は不純金貨本位制度とも言ひ得られよう（二）。併し茲では全く金貨本位制度として之を取扱ふであらう。

斯る本位制度は世界大戰前廣く行はれた所であつて、佛蘭西と言ひ、北米合衆國と言ひ、獨乙（一八七三年――一九〇八年）と言ひ、皆これであつた。而してその實例を法律的に觀察するとこれに二種の區別すべきものがあると言ふ。即ち獨乙の場合には獨乙聯邦會議が法律變更を爲さなくても純眞の金貨本位制度に移るを得たが、佛蘭西の場合には羅甸貨幣同盟の解體に導くべき法律變更なくしては之を爲し得ない。故に前者は跛行的金本位制度、後者は跛行的複本位制度として表はし得ると言ふ。けれども、何れにしても今觀た通り正に金本位制度の一種である（三）。

（一）堀江歸一、貨幣論、七版、二九四頁參照

（二）金を基礎とする跛行本位制度 die hinkende Währung mit Goldbasis を名付ける人もある。

（三）Karl Diehl は跛行的金本位制度 die hinkende Goldwährung を稱し、金貨本位制度及び金核心本位制度と同等に金本位制度の一種類として擧げてゐる。Theoretische Nationalökonomie, Dritter Band, 1927, S. 294 參照

四　金核心本位制度

A

金本位制度の他の種類は金核心本位制度 Goldkernwährung である（一）。然らば金核心本位制度とは如何なる本位制度であるかと云ふに、其最も本質的の特徵は「金貨が流通してゐない」點に存すると一般に主張せらるゝ。この制度が『目に見えぬ』金本位制度と呼ばれる所以は實に茲に存するのであつて、例へばカール・ディールは、この制度の本質は國內の支拂交通に金貨が使用されぬと云ふ消極的要素に存してゐると述べてゐる（二）。事實全く其通りであるが、斯る消極的定義から吾人の得る概念は可なり漠然としてゐる。では何が故に斯る消極的說明を與へなけれ

ばならぬか？それは、此制度が右の本質以外の點に於いては複雜な變化を示して居ると考へられてゐるからである。併し假令金核心本位制度は金貨の流通せぬ貨幣制度であると定義されても、これを以て直ちに、この制度に在つては貨幣價値が金價値に無關係かの如くに理解してはならぬ。蓋しこの制度も亦金本位制度の一種であるからである。然らば貨幣の價値單位は、この制度に於いて如何にして金平價を保ち得るであらうか？この點を明かにするには、先づこの制度の有する本質を概略ながら積極的に說くことが甚だ有效である。金核心本位制度の最も本質的な特徵は金貨の流通しないことであるが、この事は決して金が全然存在しないと云ふことを意味して居るのではない。金は存在してゐるが、それが政府又は中央銀行の如き中央機關に集中保有されてゐるのである。既に國內の取引には金貨が使用されないのであるから、其金準備即ち所謂金核心の用途としては、國內に於ける工藝上の用途を除けば外國に對する支拂交通あるのみである。從つてこの制度に於いては金は主として對外支拂の用に供せらるゝ。又從つて其金核心は國內に保有されても、或は其一部分又は大部分が外國（植民地ならば其本國）に保管されても、右の目的の爲には同一の效果を擧げることが出來る。例へば現今英吉利が之を英蘭銀行に保有し、印度が多額の在外正貨を英吉利に置くが如く、それは結局其時の便宜に從つて決定される。同時に其金核心は金塊、金貨又は外國に於ける金勘定を代表する金爲替の何れから主として成立してゐても差支ないことが容易に觀取される、蓋し對外支拂の用途にとつてはその何れも同じであるからである。但し金貨であることは決して必要でない。國內に金貨の流通せぬ以上、金貨の形に於いて保有するの必要が無いのみならず、金塊として保有すれば金貨鑄造費丈の失費が省かるゝのである。

國內に流通する貨幣は紙幣であることもあり、金以外の金屬貨幣例へば銀貨であることもあり、又其兩者であることもある。然らば此等の國內流通貨幣の一單位は如何にして金の一定量と同一の價値を保つを得るかと云ふに、其原理は金貨本位制度の場合と全く同樣である。今この制度に於いて金に對する需要が起るとすれば、それは國內貨幣の對外價値が下落し、外國貨幣との交換比率である所の爲替相場が金輸送點以上に出でた場合である。換言すれば爲替相場が、一定量の

金の價値に、其金を相手國に輸送するに要する運賃、保險料、利子、檢査料等の諸費用を加へた總額以上に不利となつた爲に、外國に債務を支拂はんとする者は爲替市場に於いて爲替手形を買入れて之を送附するよりは、寧ろ金を現實に輸送せんとするからである。此場合に中央機關が要求に應じて金を國家の豫め定めた一定の價格を以て希望者に賣却し、其金が海外に輸送されれば、其金の賣却に對して中央機關に收受された國内貨幣は流通場裡から姿を消したことゝなる。言ひ換へると、それ丈貨幣流通量を減ずる。其結果、縮少した國内流通貨幣の價値は騰貴し、爲替相場が金輸送點以内に降ると共に金の價値に一致するに至る。即ち國内貨幣の價値は金の價値以下に下落することは出來ないのである。是に反して國内貨幣の對外價値が騰貴して、遂ひに爲替相場は金の價値から前記輸送の諸費用を控除した額即ち金輸入點以下に下落するならば、對外債權の所有者は爲替手形を受取るよりは一層有利な金の取寄せを行ふであらう。斯くして流入した金を中央機關が一定價格を以て買入れゝば、其買入に對して拂ひ渡された貨幣は國内の流通量を增加し、從つて國内貨幣の價値を下落せしめ、延ひて爲替相場は金輸入點以上に上り、而して國内貨幣の價値は金の價値に等しくなる。即ち國内貨幣の價値は金の價値以上に騰貴するを得ないのである。而して斯る機構を通じて貨幣の一單位は金の一定量と同じ價値を保持することが明瞭となる。

以上は中央機關が金を一定價格を以て賣買する場合であるが、斯る手段は決して金核心本位制度に於いて用ひらるゝ唯一のものではない。金核心の一部分又は大部分が外國に保管さるゝ場合には、これを代表すべき金爲替の賣買を以て金の賣買に換へることが出來る。既に述べた樣にこの兩者は對外支拂用として同一の役目を果すからである。即ち國内貨幣の價値が下落し、爲替相場が金輸出點以上に出でた場合には、中央機關は在外金核心引宛の爲替を其金輸送點以内の一定價格にて賣却する。さうすれば賣却代金だけの通貨が縮少し、國内貨幣の價値は再び騰貴して其金爲替賣却價格に達する。反對に、國内貨幣の價値が騰貴し、爲替相場が金輸入點以下に出づる場合には、在外金核心所在地に於いて金輸送點以内の一定價格にて賣出された金爲替が其國に流入し來り、中央機關が之を買入るゝに從つて通貨の膨脹を來たし、國内貨幣の價値は下落して金爲替の價格に落ち

つく。即ち國内貨幣の價値は金爲替賣買價格以上にも又以下にも騰落したまゝ居ることは出來ないのである。斯る作用に依り其國の貨幣の對外價値は金本位國の貨幣に對して確定し、該金本位國の貨幣價値を通じて金との平價を保ち得るのである。

而してこの本位制度に在つて國内に流通する貨幣は紙幣又は定位貨幣としての銀貨であるから、其價値がよく金平價を保たんが爲には其供給を適當に統制しなければならぬ。而して一方に於いて、國家は通貨に對する需要を確實ならしむる手段として、或は此等の通貨が金平價を以て流通することを保證すると同時に之を國庫金の收納に收受し、或は無制限法貨の資格を與へる。又更に金平價維持の爲の唯一確實の手段として、從つて通貨の供給をして其需要に適應せしむる爲に必要な手段として、此等通貨の金兌換が主張せらるゝ。勿論、金核心本位制度に於いては金貨は流通しないのであるから、此兌換は金貨を以てするには及ばぬ、金塊又は金爲替を以てして足りることは既述した所から明かであらう。併しながらこの手段に就いては議論の存するものがある。即ち、斯る兌換義務の存在せぬことがこの本位制度の特質であると主張する論者があるのである。例へばカール・ディールは「紙幣の兌換義務の廢止が金核心本位制度の標準と思はるゝ」(三)と言ひ、ブルノ・モルはこの制度に於いては「銀行紙幣の兌換は規定されないか又は停止されてゐる」(四)と述べてゐる。然るにマッハループの所論に從へば、確かに三四の金核心本位國の本位立法を瞥見すると、兌換義務の存在しないことを知る。例へば英領印度の如き或は墺太利匈牙利の如き是れである。斯樣に正貨支拂が法律上明かに停止されてゐることは、多くの人々を驅つて、これが金核心本位の一の或は本質的の特徴であるとの誤つた說明に導いてゐる。併しながら斯る解釋は法律上の事實と經濟上の事實とを全く混同した結果である。何となれば經濟上から觀れば兌換が現實に行はれて居るか否かと云ふ事實だけが問題だからである。現に印度に於いても墺匈國に於いても兌換は實際金核心本位制度の意味に於いて存在したのである(五)。併しディールを以てすれば、斯樣な解釋は誤れるものであつて、紙幣の兌換義務が法律上でも事實上でも存在しないことこそ此制度の本質に屬する所であると、主張するのである。

思ふに、この制度に於いては既説の通り金地金又は金爲替の賣買に依つて貨幣價値の單位と金とが同價を支持するを得るのである。故に中央機關は少くも事實に於いて之を行はなければならぬ。ディールは前記所論に先立つて、通貨が金貨即ち本來の本位貨幣に兌換されぬことがこの制度の本質的のことであると述べて居るが、この制度では金貨が流通しないのであるから、紙幣の金貨兌換は停止されてゐても差支ないのであつて、それは少しもこの制度の標準とはならない。又兌換が專ら金塊又は金爲替を以てせらるゝ事の爲に、兌換なる言葉が不適當であると考へらるゝならば、賣渡と云つても交付と云つても其事柄には變りがない。何れにしても、兌換が法律上規定されなくとも、又金貨本位國たらんとして制定された規定なるが爲に停止されてゐるとしても、事實上この兌換が行はれなければならない。若し事實上に於いてもこれが行はれぬとしたならば、貨幣單位が金と常に等價關係を支持することは不可能となるであらう。であるからディールも結局、金核心本位制度の創案者と稱さるべきリカアドォが紙幣の金塊兌換義務を其提案に要求したに對して、それは自説と背致するものではない、蓋しリカアドォは之を對外交通の爲のみに限つて居るからであると、述べなければならないし、モルも同樣に金買入義務と對外交通に對する金の傳統的交附を認めてゐるのである。同時にモルは金貨の自由鑄造が許さるゝ旨を述べてゐるが、この制度に於いては金貨の流通はないのであるから、それは不必要の事である。事實戰前の墺伊國では之を認めて居つたが、それが許さるゝ場合は純粹の金核心本位制度ではないことゝなる。唯墺伊國は金貨本位制度の樹立を期したから、形式上中間的の制度となつたが、實際は金貨の流通しない金核心本位制度であつたのである。

以上は、金核心が專ら對外交通に利用せらるゝことを念頭に置いて述べたが、金は尙ほ國内に於いて裝飾品其他の工藝用にも需要さるゝことを忘れてはならない。而してこの地金需要も結局金の兌換又は交附によつて充足さるゝものであるとすれば、法律上に於いても事實上に於いても絶對に地金兌換を停止する場合に、猶ほよく金と紙幣とが同價を保ち得るか否か全く疑はしい所である。而してそれが爲に金價の騰貴を來たし、金價と紙幣の價値との間に開きを生ずれば、結局金準備を擁する紙幣本位制度となるのである。

以上の如く、金地金の兌換買入に依るも將た金爲替の賣買を以てするも、國內の流通貨幣の單位は金平價を維持するを得る。故に金核心本位制度とは、之を消極的に說明すれば金價の流通せぬ本位制度と言ふことが出來、又之を積極的に定義すれば、一定の價格を以てする金地金又は金爲替の兌換買入を手段として貨幣價値の一單位に金の一定量と相ひ等しい價値をば保たしむる貨幣制度であると爲すことが出來よう。

金核心本位制度の本體は、之を他の本位制度の特徵と比較對照すれば一層明瞭にさるゝことゝ思ふ。先づ之を前の金貨本位制度と比較すれば、再三述べた樣に、これに於いては金貨が流通しないが、彼れに在つては流通する。この制度に於いて採らるゝ手段は金地金及び金爲替の兌換買入であるが、前の制度に於いては金貨の自由鑄造及び自由處分である。この點に就いてマッハループは、金貨流通が全然缺如した金核心本位制度なるものは事實何處にも存在しないのであるから、その定義も幾分緩和して、金貨流通が最少限度に限らるゝ金本位制度と解するを以て至當と認めてゐる(六)。實際に就いて觀れば中間形式と解せらるゝものが多く、從來の我國の如く金貨本位國と自稱して殆んど金貨の流通を見なかつた國もあると同時に、其歷史的關係又は對外交通關係等から金貨が文字通りに全く流通しない國は無いかも知れない。けれどもマッハループの如き定義を採れば金貨本位制度との區別は消失して了ふものと言はなければならぬ。故に假令文字通りではないとして一般に金貨が流通せず、金が中央機關に集中保有されて專ら對外交通に使用せらるゝ場合には、之を以て一應金核心本位制度として觀るが至當であらう。勿論金核心本位制度に在つては金貨が流通しないから、それが存在する必要もない。故に金貨が流通しないのみならず又存在もしない場合が其最も完全なものである。金貨が流通はしないが存在し、或は自由鑄造の認めらるゝ場合は不完全又は不純な金核心本位制度と觀なければならぬであらう。

金貨本位制度を述べるに當つて附言した所謂跛行本位制度は、金核心本位制度殊に銀貨の流通するこの制度と甚だ類似して居る。其相ひ異る特徵は、跛行本位制度が金貨本位制度の部類に屬すべきものであるから、今正に述べた所であるが、其他の相ひ似て非なる點は、跛行本位制度に於いては、自由鑄造の停止された無制

限法貨たる銀貨の流通高が彈力性を缺き、其增減が專ら政府の意思に懸つて居るに反して、金核心本位制度に在つては銀貨流通の增減が自動的に統制されると云ふことである。

次に此制度と金準備を有する紙幣本位制度とを對照するに、後者に在つては假令金が中央に集中保有されてゐても貨幣價値の單位が金と同價を維持しないのであるが、前者に於いてはそれが等價關係を保持する點に重大な相違が存するのである。

B

既に述べた通り、金核心本位制度に於いて貨幣價値の單位が金平價を確保する爲に採らるゝ手段には、金地金及び金爲替の賣買と云ふ二種類がある。此等の手段は實際に於いては同時に共に採用さるゝこと、例へば獨乙のライヒスバンクがインフラティオン後の貨幣制度改革に依り、呈示された紙幣に對して金塊又は金爲替を交附するの撰擇權を有するが如き場合があるけれども、兎に角此手段を標準として觀れば、この制度は理論上更に二つの種類に細分し得らるゝ。而して通例其一は金塊本位制度（gold bullion standard; Goldbarrenwährung）と呼ばれ、他は金爲替本位制度（gold exchange standard; Golddevisenwährung）と稱せらるゝ(七)。即ち金塊本位制度は金地金の兌換及び買入を手段とする金核心本位制度であり、金爲替本位制度は主として金爲替の賣買を以て其方策とする金核心本位制度である。共に金貨は流通も又存在もしないのが本則であるから、所謂本位貨幣が實在しないと同時に、金貨の鑄造費及びその流通上に生ずる磨滅毀損等の失費を省約することを得て、全く經濟的の金本位制度と言ひ得られる。而して前者の制度に在つては、更に兌換の手數を省く爲に兌換さるゝ金塊の單位量を一定するのが通例で、例へば現今英吉利が四百オンス、獨乙が一千マルクと定むるが如くである。又其金核心は主として國內に保有さるゝが、後者の制度に於いては、金核心の或る部分は外國殊に國際金融の中心地（植民國ならば通常其本國）に保管され、之を引宛とする爲替が交附される。かくてこの國の貨幣價値は其標準とする金本位國の貨幣價値に對して確定されるのであるから、若し其標準國が金本位制度を離るれば自國の貨幣價値の單位も金平價を保たぬことゝなり、金本位制度を離脫する。故に全く外

國に從屬する本位制度である。

此等二形式の適例を撰べば、金塊本位制度に就いては一九二五年以來の英吉利の本位制度を擧げることが出來る。即ち同年の金本位法 Gold Standard Act に依る暫定的の本位制度(八)の要點は次の如くである。

一、金貨の自由鑄造は廢止されてゐる、唯英蘭銀行に限り造幣局に斯る請求を爲すことが認められてゐる。

二、金地金の輸出入を自由とする。

三、英蘭銀行は金地金賣買の義務を有する。

但し標準金四百オンス(一五五七磅十志に當る)を最低限度として、其買入價格は一オンスに付き三磅十七志九片、賣却價格は三磅十七志十片半とする。

四、この金塊兌換の義務は銀行券及び政府紙幣に對しても存する。

即ち英吉利は右の法律を以て金本位に復歸したと言はれるけれども、それは戰前の如き金貨本位制度ではなく金核心本位制度殊に金塊本位制度である。故に金貨の兌換及び流通は將來に延期せられてゐる。

次に金爲替本位制度の適例は、之を英領印度に求めることが出來る。印度は一八九三年までは銀單本位の國であつたが、銀價の下落の勢ひ甚しく、之を赴くに任せる時には單に其價値の變動より損失を蒙るのみならず、其英吉利に對して負へる金貨拂債務の負擔に加重を來たすの結果、遂ひに同年造幣局を閉鎖して銀貨の自由鑄造を廢止し、以て銀の流入を防止すると共に銀貨の價値を銀の市場價格に據らしめぬことゝなした。續いて一八九九年には幣制調査委員會の建議に基いてアメリカ人の所謂金爲替本位制度を確立した。今其大要を記すと、

(一) 英吉利のソヴァレイン及び半ソヴァレイン金貨を法貨とする。(九)

(二) ルーピー銀貨は無制限法貨であるが、その自由鑄造は在來のまゝ停止する。

(三) 印度政府は銀貨を金に引換へる義務を法律上は負はないが、實際に於いては一ルーピーに付き一志四片(十五ルーピー＝一磅)の割合にてこの引換を行ひ、又金の提出者には同じ割合にて銀貨を交附する。

(四) 倫敦に金準備を置き、必要ある場合には一ルーピーに付き一志三片 29/32 の割合にて印度政廳に於いて倫敦宛爲替手形を賣却する。又倫敦に在る印度事務局

は一ルーピーに付き最高一志四片1/8最低一志三片29/32の割合を以て印度宛手形を賣却する。

右の如き要點の制度に據つて印度の貨幣價値は英吉利の貨幣價値を通じて金平價を保ち、世界戰爭に至るまで完全に運用された。然るに戰爭の爲英吉利が金本位國の特質を失つたので、印度も亦金爲替本位國の實質を持たぬ磅爲替本位國となり、磅スターリングの金に對して有する總ゆる變動を受くることゝなつたのである。

C

以上述べ來たつた樣な金核心本位制度は、デューリンク Herbert Döring に依れば、ブレンゲ Johann Plenge が始めてこの名稱を用ひたとの事であるが(十)、斯る考案に至つては既に十九世紀の初葉に之を唱導した者があつた。それは正統派經濟學者の一人として有名なリカアドォ David Ricardo 其人であり、一八一六年に現はれた『經濟的にして且つ確實なる通貨に對する提案』(十一)と題する小著に於いてゞあつた。この著書は必ずしも右の如き本位制度の提案のみではなく、時事の問題をも取扱つてゐるが、今茲にはこの制度に對する創唱者の理論の概要を述ぶるに止める。

彼は先づ其第一節に於いて通貨の價値に就いて論じて謂ふ、貨幣問題を論ずる如何なる著述家も、流通媒介物(即ち通貨)の價値の安定が非常に望ましいことであると云ふ點に就いては、皆意見を一にして居る。併しながら貨幣の價値を絶對に安定せしむるが如き方策は恐らく案出さるゝを得ない、何となれば貨幣の價値は、本位として撰ばれた財貨自體に起る價値變動を、常に受くるであらうからである。故に諸々の貴金屬が通貨の本位である間は、貨幣は必然此等の金屬の價値に於けると同一の變動を蒙らざるを得ぬ次第であるが、此等の金屬が總ゆる國に於いて、他の財貨の價値を測定するの本位として先づ撰ばれるに至つた理由は、此等貴金屬の價値が或る長期間比較的に確實であつたと云ふ點に存する。

而して貨幣の價値は其數量に懸つて居るのであるが、其數量換言すれば貨幣として用ひらるゝ金屬の數量若し其一部分又は全部紙幣が利用さるゝ場合には其紙幣が代用する金屬の數量なるものは、三個の要件に依つて定まる。即ち其要件

とは第一は其金屬の價値、第二は實行さるゝ支拂の金額即ち價値、而して第三は其支拂の行はるゝに當つて爲さるゝ節約の程度である。

金屬の價値に就いて觀れば、金を其本位として用ふる國は、銀を用ふる國に於いて必要とさるゝ銀の分量の少くも十五分の一を以て足り、銅の場合に比すれば九百分の一を以て足りるであらう。又一國が同一金屬を本位として用ふる場合にも、必要とする貨幣量は該金屬の價値に反比例すること、例へば其金屬が銀であるとして、銀の價値が採鑛困難の爲に二倍になつたとすれば、貨幣の爲に必要な分量は半分を以て充分であらう。而してあらゆる取引は紙幣で行はるゝが、其紙幣の本位が銀である場合に於いても、紙幣が銀塊價値を保持するが爲には紙幣流通量は半分に減ぜざるを得ない。同樣に、銀の價値が他の商品全體に比較して再び下落して舊に復すれば、同量の財貨を流通せしむる爲に二倍量の銀を必要とするであらう。

而して如何なる國に於いてもその富裕の增進と產業の繁榮との爲に取引量の增加を來たした場合には、地金が同一價値を有し且つ貨幣利用上の節約程度が不變である限り、貨幣の價値は貨幣利用の增加の爲に騰貴するであらう、而して紙幣の發行增加又は地金を以てする鑄貨の發行增加に依つて貨幣流通量が增加されないならば、貨幣價値は永久に地金の價値以上に存するであらう。即ち以前よりも多量の財貨が、以前よりも低い價格で賣買されるであらう、從つて同一量の貨幣を以てして猶ほ增加した取引數に對して充分であり、又貨幣は個々の取引に於いては一層高い價値を以て通用するであらう。此場合には貨幣の價値は全然其絕對的數量に依るのではなく、實行された支拂に對する其相對的數量に依つて居るのである。同一の結果は、二個の原因即ち貨幣利用の增加及び貨幣數量の減少の何れからも生ずる筈であつて、その何れの場合にも其價値は騰貴するであらう。

貨幣價値が地金價値以上に騰貴する時は、それは通貨の健全な狀態に於いては常に通貨數量の增加の原因となる。蓋しこの場合には、紙幣を發行すれば發行者の利益となり、地金を造幣局に輸納して貨幣を鑄造せしむれば請求者の利益となるから、勢ひ通貨の增加を來たさゞるを得ないのである。けれどもこの利益は長く繼續するものでない。何となれば、此等の方法で貨幣數量が流通場裡に增加す

れば其價値の降下を導くと同時に、市場に於ける地金數量の減少は地金價値をして鑄貨價値以上に高めるであらうからである。此兩原因又は其一方からして、鑄貨と地金との價値の一致が再び速かに保たれ得るであらう。

貨幣の價値と支拂の高とが同一であるとすれば、必要とする貨幣の數量はこれが利用上に爲さるゝ節約の程度如何に依らなければならない。支拂に銀行小切手が利用されないとするならば、一層多量の通貨が必要とされるか、或は結果に於いては同一であるが同じ貨幣が一層高い價値で通用するであらう、かくて支拂額の增加に應ずるであらう。（同書第一節）

以上の如く、通貨が完全なるが爲には其價値の安定が必要であるが、金銀の如き比較的價値の變動が尠いと認められるゝものを本位としても、猶ほ其金屬そのものゝ價値の動搖を免れ難いから、斯くの如きものを本位とする間は貨幣價値の動搖を避けることは出來ない。この考察は必然、それ自體に價値動搖を有する所の特殊の財貨に據らぬ本位制度に相違せしむる。然るにリカアドォはこの種の制度に反對するものである。即ち彼に依ると、斯樣な何等特殊の本位を持たぬ通貨制度は、サー・ジェームス・ステュアート Sir James Steuart が始めて提唱したものと信せらるゝが、而も斯る制度に於ける通貨が價値の安定を支持することを確證し得るが如き試驗は未だ何人も提供し得ないのである。此種の說に贊成する人々は、斯る通貨が不變どころではなく最大の變動を受くることを知らないのである。同時に、本位の唯一の效用が、數量を調節し從つて數量を通じて通貨の價値を統制するに存すること、並に本位なくしては通貨の價値が、發行者の無知又は利害の爲に總ゆる變動を受くるの危險あることゝを忘れてゐるのである。

假りに一步を讓つて紙幣の發行者は通貨流通量の統制を希望して居るとしても、これが手段が存在しないのである。例へば或る商品の價値は課稅、原料の稀少其他生產を困難ならしむる諸原因から騰貴する一方に、他の財貨の價値は機械の改良、分勞の改善、職工熟練の進步、原料の增加等生產を容易ならしむる諸原因から下落する。即ち諸々の財貨の價値は一律に上下するのではないから、通貨の價値の統制は、勢ひ其社會に流通する萬般の貨物を相ひ次いで比較するを必要とするであらう。併しこれは不可能の事である。

思ふに此種の主張は價格と價値との相違を誤解せるに基くのである。一財貨の價格とは、專ら貨幣を以て表はされた其交換價値であり、又一財貨の價値は、それと交換せらるゝ他の諸財貨の一般の量に依つて測られるのである。故に、或る財貨の價格が騰貴するに其價値は下落すると云ふことが有り得るのである。例へば帽子の價格が二十志から三十志に上つたとする、然るに最早三十志を以てしては、嘗て二十志を以て得た丈の茶、砂糖、珈琲等が獲られぬかも知れない。從つて其帽子も此等の財貨を以前と同じ分量丈得られぬことゝなる。言ひ換へると、其帽子は價格に於いては騰貴したが、價値に於いては下落したのである。寔に價格の變動を測るほど容易なことはなく、價値の動搖を確むるほど困難な業はないのである。否な價値の不變の尺度なくしては之を精確に確むることは不可能なのである。

要するに財貨全體と云ふものは決して貨幣の數量並に價値を統制するの本位となり得るものでない。勿論金銀と云ふが如き本位には、それが財貨としての變動を受くるが故に猶ほ不便の附隨することはある。けれども其不便たるや、茲に推奬された制度に伴ふものに比ぶれば、誠に瑣々たるものに過ぎないのである。

（同書第二節）

リカアドオの觀る所を以てすれば、何等特殊の財貨を本位としない通貨制度例へば當今科學的本位制度と唱へらるゝ制度の如きは、却つて通貨價値の安定を期し得ないものである。してみれば從來のまゝ金銀の如き金屬を本位とするの外はないのであるが、その之を本位とする間は、金屬の價値に起る變動が通貨價値の上にも起らざるを得ぬ上に、この變動を全く排除すべき方策は存しないのである。勿論何等かの財貨が金銀と同樣に本位に必要な諸要件を具備し而も價値動搖の一層尠少なることが發見さるゝならば、其財貨が將來の本位として採用さるゝであらうが、其發見されぬ間は、金銀は吾人の承知せる財貨中最良のものであると彼は考へて居るのである。

然らば彼は複本位或は單本位、金單本位或は銀單本位の何れを主張して居るかと云ふに、金銀兩金屬を同時に本位として用ふることは幾多の不便を生ずると爲して之を排斥してゐる。金と銀とに關しては、金は少量を以て大なる價値を有し

て居るから、富裕な國の本位に適してゐると主張せらるゝが、併し金はこの特質あるが故に、戰時或は廣範な商業上の恐慌時に際してそれが集中蓄積されると、甚しい價値動搖を蒙るのであつて、却つてこの點から反對說が產まれるのである。これに反して銀は富裕な國に於ける大額の支拂に適せぬとの非難があるが、この反對は、紙幣を以て一般流通媒介物の用に充てることによつて全く除かれ得る。銀は其需要供給が一層規則正しいから、其價値が一段安定してゐる、且つ總ゆる諸外國は銀の價値によつて貨幣の價値を調節するから、全體として觀れば銀の方が金よりも本位として適當であることは疑ひを容れないのであると、茲では銀贊成論を表明してゐる（第三節）（十二）。

而して彼が以て完全な通貨制度と觀るものは、通貨の本位が不變なること、通貨（の價値）が本位（の價値）に一致すること、並に通貨の利用が經濟的に行はるゝことの三要件を具備しなければならない。この最後の點より觀れば金屬鑄貨は決して適當のものではない。寧ろ紙幣を以てすれば、鑄造費及び流通上の諸失費を省くを得るのである。加之紙幣は、商業上の必要其他臨時の事情に應じて其數量を調節することが甚だ容易である、從つて之を愼重に統制すれば、他の方策を以てしては達し得ぬほどの價値安定を期し得るのである。實際貴金屬を紙幣の用に供したことは、商業及び文明生活の技術上に於ける一大進步であつたと考へらるゝが、更に此鑄貨を實際の使用から取り除くことが一層の改善であると觀るのも、同樣に正しいことである。

以上の理論に基いて彼の考案せる制度の要件を適記すれば、

一、國內に流通する貨幣は紙幣を以てこれに充てること。

二、紙幣を提供する者に對しては、英蘭銀行をして、ギニー（鑄造した貨幣）を交附する代りに金地金又は銀地金（これは其本位によつて決定さるゝのであるが）を造幣標準と造幣價格を以て（例へば一オンスに付三磅十七志十片半と云ふが如き割合を以て）交附せしむること。かくすれば紙幣は地金の價値以下に下落しないであらう。

三、同銀行は標準地金の提供者に對して、一オンスに付三磅十七志と云ふが如き割合を以て紙幣を交附するの義務あること。この事は紙幣が地金以上に騰貴す

るを防ぐであらう。

四、同銀行が兌換又は賣却する地金の數量は二十オンスより尠なからざること。これは手數を省かんが爲である。

五、地金の輸出入に對しては完全な自由を與へること。等である。

リカアドォは右の如き本位制度を金貨本位制度へ移る一時の便宜手段として提案したのではない。彼はこれを以て全く金貨本位制度に優るものと考へたのである。それにも拘らず彼の考案した金核心本位制度は、金貨本位制度の完成に努めつゝあつた英吉利に、一時的方策として一八二〇年二月一日から實現を見たのであつた。當時英蘭銀行券は一七九七年以來正貨兌換が停止されてゐたが、この問題に就いて任命された委員會はリカアドォの所說を大體に於いて採用し、この委員會の意見に基いてピール Peel によつて制定された一八一九年の Resumption Act が金核心本位制度の基礎を確立したのである。即ち同法の要項を擧ぐれば、

一、英蘭銀行は一八二〇年二月一日より同年十月一日に至る間は、銀行券提供者に對して、一オンスに付四磅一志の割合にて最低六十オンスを限度として標準金を以て支拂を爲す。

二、一八二〇年十月一日より一八二一年五月一日に至る間は、一オンスに付三磅十九志六片の割合を以て、及び一八二一年五月一日より一八二三年五月一日に至る間は一オンスに付三磅十七志十片半の割合を以て、右樣の支拂を爲す。

三、同行は、一八二二年五月一日以後は、必要と認むるならば所定の鑄貨を以て支拂又は兌換に乘ずるを得。

四、金銀の輸出及び鎔解は自由とす。

即ちリカアドォは、人民が紙幣の流通に慣熟し金貨兌換は一般に不必要となることを期待して、金塊の兌換のみを考案したが、この法律は金貨を以てする兌換をも規定したのであるから、少くともその開始せられ得る一八二二年五月一日までは リカアドォ流の金核心本位制度が存續する筈であつた。然るに一八二一年五月七日の法律は、英蘭銀行に對して地金の外に鑄貨を以てする支拂をも認むると同時に支拂を受くる者は之を拒むを得ぬ旨を規定し、同行は鑄貨の兌換を再開した

ので、地金兌換が一八二三年五月一日まで許容されて居つたとは言へ、英吉利は事實上金貨の流通する本位制度へ推移したのである(十三)。

かくて時人に理解さるゝこと尠く甚だ短命に終つた金核心本位制度も、決して忘却されては了はなかつた。即ち約八十年の後姿を更め、金爲替本位制度として英領印度に再び生誕したのであつた(十四)。而もこの制度の效果は、メキシコ、海峽植民地、フィリッピン、パナマ等に續々これが普及を見るに至つた。又リカアドォの提案に近い制度が南米殊にアルゼンチン、とアルヂェンティンに移植された。

又一方、十九世紀の後半以後金貨本位制度の樹立に腐心した歐米諸國の中、比較的多額の金貨の流通を見たのは僅かに三四の國に止まつたことは既述の如くであり、他の諸國の多くは金貨の流通しない金本位國たるに至つた。勿論その總てを純然たる金核心本位國と認むるのは些か早計に失するであらうが、其實質を多分に有してゐたことは爭はれないであらう(十五)。然るに世界大戰は此等の國々をして一樣に金本位から離間せしめ、復た再び貨幣制度改革の問題を提出したのであつた。就中世界金融の中心國として自他とも許した英吉利が、如何なる改革を施すか、如何にして金本位に復歸するかは世界の耳目を集中した所であつたが、其結果は一九二五年の金本位法となつて現はれた。而もそれは既揭の如く金核心本位制度殊に金塊本位制度であつたのである。而して爾餘の諸國も殆んど總て金本位へ復歸したとは言へ、今日金貨本位國を以て目すべき國なく、金核心本位制度は正に金本位制度の主要形式なるかの觀を呈してゐる。

以上の點に就いては、他日世界大戰前後の貨幣制度の變遷を述ぶるに當つて詳述し得べきを期する次第であるが、之を要するに、金核心本位制度は比較的少量の金準備を集中保有することに依つて、金貨流通に伴ふ諸々の失費を省きつゝ而も金本位制度としての效果を收め得る貨幣制度であるから、銀本位國又は紙幣本位國が金本位制度の樹立を試みる場合に必ず採用さるゝ制度であると、言ひ得らるゝのである。

（二）金核心本位制度はGoldkernwährungの譯語であるが、この制度は又他の種々の名稱を以て呼ばれてゐる。例へばリンゼイは金貨流通なき金本位制度、(Lindsay... Goldwährung ohne Goldumlauf)ハルツカは紙幣流通の金本位制度、(Hertzka...Goldwährung mit Papierumlauf)ランスブルクは金枠本位制度、(Lansburg...Goldrandwährung)其他金蓄積本位制度等の如く

である。Machlup: Die Goldkernwährung, S. 13 參照。

（二）Karl Diehl: Theoretische Nationalökonomie, Dritter Band, S. 447.

（三）Karl Diehl: a. a. O., S. 447.

（四）Bruno Moll: Die modernen Geldtheorien und Währungssysteme, S. 27.

（五）Machlup: a. a. O., S. 14-15.

（六）Machlup: a. a. O., S. 7.

（七）此等の名稱に就いては、Moll の如く金核心本位制度を狹義の金核心本位制度と金爲替本位制度とに分つ者もあれば、これと略ぼ同樣に金核心の內地に在るものを金核心本位制度と云ひ、その外國に保管さるゝものを金爲替本位制度と言ふことも、Schaefer の如きもあり、又 Ernst Wagemann の如く金爲替本位制度に廣き意義を與へて「金貨の流通せぬ金本位制度を金核心本位制度と云ひ、或は金爲替本位制度とも呼ばれる」と爲すの論者もある。併し玆では金核心本位制度を廣く解し、金塊本位制度と金爲替本位制度とは其二形式として論ずるであらう。

（八）蓋し其法律は詳しく言へば『金本位への復歸を容易ならしむるの法律』"Act to facilitate to return to a Gold Standard" と云ふ名稱である。

（九）一九〇六年の Indian Coinage Act もソヴァレインを法貨として規定し、又一九一八年の Gold Coinage Ordiance は Mohur 金貨の鑄造を制定し、之を法貨としたが、Mohur 金貨は十五ルーピーで、其重目及び純分から言つても英吉利のソヴァレインと同一である。

W. F. Spalding: Eastern Exchange, Currency and Finance, pp. 22 & 30 參照。

（十）Herbert Döring: Die Geldtheorien seit Knapp, S. 252.

（十一）"Proposals for an Economical and Secure Currency; with Observations on the Profits of the Bank of England, as they regard the Public and the Proprietors of Bank Stock, 1st ed., London 1816. 本書の大要は彼の Principles of Political Economy and Taxation の第二十七章 On Currency and Banks 殊に其章中の第百二十七節に摘記されてゐる。Gonner 版三四四頁——三四九頁、小泉信三教授譯（岩波文庫）三五〇頁——三五五頁參照。

（十二）リカアドオは經濟原論に於いては銀よりも金を以て適當と認めてゐるが如くである。例へば「……金も他の如何なる貨物も、遂ひに一切の物に對する完全なる價値尺度とはなり得ないのである。併し乍ら、物の相對的價格に對する利潤變動の影響は比較的輕微なるものであつて、遙かに最も重要なる影響は、生產に要せらるゝ勞働量の增減から生ずるのである。從つて假りにその重要なる變動原因が金の生產より除かれたとすれば、我々は理論上考案し得る限りに於いて恐らく標準價値尺度に最も近きものを有するであらう。……そこで若し予にして斯く不變に近きものを有すると假定して差支なきものとすれば、其利益は、價格と價値とが測定せらるゝ尺度其ものゝ價値に起り得べき變動を毎回顧慮するの煩勞なくして、直に他の諸物の變動を論じ得ることと是である。そこで、此研究の對象を簡易ならしめんが爲め、金を以て造れる貨幣が大概他の諸貨物と同じ變動を免れぬことは充分認めながら

ちも、予はそれを不變なるものと認定する……であらう」。（岩波文庫四〇——四一頁）「若しも同一量の勞働が、同一量の固定資本を用ゐて、地代を納めぬ鑛山から、常に同一量の金を取得することが出來るならば、金は事物の本質上我々の有し得る限りに於いて、最も不變に近き價値尺度たるものであらう」。（同書、六八頁）等々と論じてゐる。

（十三）詳細は James Bonar, Ricardo's Ingot Plan (a centenary tribute); Economic Journal, Vol. XXXIII, No. 131, Sept. 1923, pp. 281-304 參照。

（十四）F. Machlup: Die Goldkernwährung. S. 6.

（十五）明治廿年以來金本位制度を實施した我國も、金貨の流通しない國であつたから、金核心本位國に數へる論者が多い。

五　金本位制度に於ける金の職能

英吉利に於ける金貨本位制度の採用が偶然の歴史的事實であつたにもせよ、又金核心本位制度の諸國への普及が何等かの科學的根據に據る所あつたにもせよ、苟くも金本位制度の實現に努めた國は、何れも明かに又は暗默の中に、これによつて貨幣價値の比較的安定を得、又更に進んではこの安定の下に對外經濟關係の確保を得んとしたことは、爭はれないであらう。然らば斯樣に貨幣制度を金に結付くる場合、如何にして貨幣の價値は安定するを得るであらうか或は、別の言葉を以てすれば、金はこの制度に於いて如何なる職能を有してゐるか？この事に就いては、この制度の各種形式を說明するに當つて大體述べた所であるが、併し此點はこの制度の眼目であるから茲に一括して述べたいと思ふ。殊に金貨本位制度の項に述べた部分は、事柄を簡單にする爲に專ら國內に於ける金の職能を述べ、其對外的關係には觸れなかつたので、甚だ不十分であつたからである。

而して金本位制度に於いて貨幣價値の單位と金の一定量とが常に等價を保ち、以て貨幣價値の安定が期し得らるゝ所以は、之を端的に言へば、金が通貨の供給量を統制するの役目を果す點に存して居るのである。故に先づ說明は、金の有するこの機能から始めなければならない。

貨幣制度が金に結び付けらるゝ場合には、通貨の供給は貨幣の用に供せらるゝ金の量に懸つてゐることが、先づ第一に考へらるゝ。紙幣本位制度に於ける通貨の供給には、斯る外的制限は存在しない。紙と機械とが存在しさへすれば、印刷技術の許す範圍內に於いて之を任意に增減し得る譯であるが、金本位制度に在つては金との關係を全然離れて之を增減し得られないのが原則である。若し强いて

之を行へば、其貨幣制度は金本位制度ではなくなるばかりである。蓋し其場合には貨幣單位は金との同價を維持し得られなくなるであらうからである。

故に一般的に觀れば、通貨供給の本源的源泉は金の生產に在る。それは確かにさうである。金の產出がなければ通貨の供給を增加し得ない譯であるが、併し金の累年蓄積高は相當の巨額に達して居るので、從來通りの年々の產出高は以てそれに甚しい變動を與へるほどでないし、又其累積高の中或る部分は貨幣以外の用途に用ひられて居り、其用途の轉換が容易であるから、金の生產は通貨量に影響する唯一の源泉であると云ふことは出來ない。又金の產出が何等かの事情で異常の增加を示すに至り、金の價値の激落を惹起したとすれば、其時は貨幣制度は金との關係を絶たなければならぬに至るであらう。

併し當面の問題としては、金が其產出量によつて通貨供給を制限すると云ふことよりは、寧ろ別の方面から之を爲すと云ふことである。既に金貨本位制度の項に指摘した樣に、金貨の自由鑄造及び自由鎔解が認められて居る場合には、何等かの事情で金地金の價値が金貨の鑄造價格以下に下落するならば、工藝用其他の爲に民間に藏せらるゝ地金が造幣局に輸納せられ、金貨となつて流通に附せられ、以て通貨の量を增加する。これに反して金地金の價値が右述の價格以上に騰貴するならば、流通場裡に在る金貨は鎔解せられて通貨量の減縮を來たす。即ち通貨の量は一に貨幣の用に供せらるゝ金の量に懸つてゐるのである。又金地金の兌換及び買入の行はるゝ場合も同樣で、地金の價値が騰貴すれば紙幣を以て地金兌換が要求さるべく、其兌換に必要とする紙幣量だけは通貨量を減少せしむる。反對に地金の價値が下落すれば、地金を擁する者は之を中央機關に賣却し、從つて交附さるゝ紙幣は通貨量の增加部分となるのである。其處で、貨幣の用途の爲に金の供給がなければ通貨量の增加を齎らすを得ないし、又其供給があれば通貨量の減少を望むことが出來ないのであつて、通貨の增減は通貨發行者の意思に關せず金に制約さるゝのである。

而して貨幣の用に供せらるゝ金が總て金貨の形體にて流通する場合、又は兌換紙幣が流通するがそれと同額の金準備の保有さるゝ場合、即ち所謂全額準備の金本位制度に於いて、金は全く以上の如き作用を及ぼすのであるが、所謂一部準備の

制度に於いて金準備が通貨の或る部分に對してのみ存する場合には、その金準備なくして通貨（例へば紙幣）を發行し得る限度までは、金の供給なくしても通貨（紙幣）を發行し得ることは言ふ迄もない。併し其限度以上に出づる場合には、金が以上の如き役割を演ずるのである。其上、流通紙幣の全部が兌換の爲に提出されると云ふことは通例はないのであるから、又それが爲に一部準備制度が一般に採用さるゝのであるから、金は此等兩制度に於いて略ぼ同樣に通貨の增減を支配するものと言ふことが出來よう。

以上は、金本位制度に於ける金の通貨統制の職能を專ら對內的に觀察したのであるが、更に重要なことは、對外的關係を通じて其職能が營まれることである。而して如何にしてこの職能が對外的に營まれるかと云ふに、それは、金が媒介となつて各金本位國を相ひ連絡せしむると同時に、其相ひ連絡せしめられた諸國の間を金自體が自働的に移動することに依つて達せられるのである。金本位制度の國際性と云ふのは即ちこの事であつて、これが金本位制度の重要な眼目となつて居るのである。

斯る金本位國間に於ける連絡關係が、金貨本位制度に於けると同樣に金核心本位制度に於いても存在することは勿論である。否なこの關係を通じて現はるゝ金の職能こそ其制度の主たる方策となつてゐること、正に前述した通りである。唯金核心本位制度殊に金爲替本位制度に在つては、移動するものが現實の金ではなく、之を代表する爲替であるから、其間多少相ひ異る事情の隨伴するものがあるけれども、其原理に於いては同一であるから茲には姑らく之を不問に附することが出來る

今假りにABの二金本位國を採つて考へるに、A國に於いて財貨生產量が引續き增加し、物價の下落貨幣購買力の增加の趨勢を示すに反して、B國に於いては變化がないとする。斯る事情が此等兩國の間に於ける貿易關係に及ぼす影響は問題外とし金のみに就いて言へば金はB國からA國に移動する、蓋しB國に於ける貨幣價値は不動であるにA國にては騰貴を示して居るから、金は之をB國に於いて貨幣の用に供するよりもA國に於いて利用した方が有利であるからである。而してB國からの金流出が流通場裡に在る金貨で行はれるならば、其流出額丈は

B國の通貨を縮少し、又それが中央機關に保有さるゝ金準備の取付を以て行はるゝならば、その兌換の爲に提供された紙幣額だけの通貨縮少を生ずる。A國に就いて云へば、其流入する金は造幣局に輸納されて金貨に鑄造されるか或は中央機關に賣却されるかして、通貨の膨脹を來たす。即ち金の移動が流出國には通貨縮少、流入國にはその增加と云ふ結果を齎らすのである。而して他の事情が同一である限り、B國に於いては金流出の爲に生じた通貨縮少は貨幣の購買力を增加せしめ、反對にA國に於いては金流入に伴ふ通貨增加が貨幣の購買力を減殺するに至る。その結果金は再びA國を去つてB國に歸來し、前者に對しては通貨縮少、後者に對してはその增加を惹起する。斯樣に金本位制度に在つては、金は諸國間を相ひ往來して、關係國に於ける通貨の統制を爲すのである。

併しながら、一方の國に於ける貨幣價値が騰貴したからとて直ちに他方の國から該國に金が移動するものではなく、又甲國の貨幣價値が下落したとて直ちに乙國に向つて金が流出する次第ではない。この場合には其騰落の程度が殊に重大な關係を有してゐる。即ち金を輸送するには運賃、保險料、荷造費、輸送中の利子等の諸費用（正貨輸送費）を必要とするのであるから、貨幣價値の騰貴がこの輸送費を償つて猶ほ餘りあるに至らなければ金の流入することなく、又貨幣價値の下落が輸送費を負擔しても餘りあるに至らなければ金の流出することはない。換言すれば、自國貨幣と外國貨幣との交換比率である所の爲替相場が、自國貨幣の價値の騰貴の爲に邦貨建相場（以下同じ、註一）に於いて下落し、其下落の程度が兩國の貨幣單位の法定價値の對比（法定平價）から正貨輸送費を控除した高（正貨輸入點）以下に出づるならば、相手國に對して受取勘定を持つ者は送金爲替を送附せしむるよりも正金を送らせて之を自國貨幣に換へる方が有利となるから、金の流入を來たすのである。之に反して、自國貨幣價値の下落の爲に爲替相場が騰貴し、其程度が法定平價に正貨輸送費を加へた高（正貨輸出點）以上に出づるならば、相手國に對して支拂勘定を有する者は爲替を以てするよりも正金を輸送するを以て有利とするから、金の流出を生ずるのである。例へば、假りに米貨百弗の法定平價は日貨二百圓であるとし、百弗の金を日本に送るには一弗（即ち二圓）の輸送費を要するものとする。此場合に、圓價が騰貴し、爲替相場は百弗に付百九十七圓に下落したとすれ

ば(斯る相場の建方は現實の我國の對米爲替の建方とは正反對である、註一參照)、二百圓から二圓控除した百九十八圓と云ふ正貨輸送(輸入)點以下に下落した譯である。故に米國から百弗の爲替手形を送致せしむれば百九十七圓に換へ得るに過ぎぬが、百弗の正金を現送せしむれば二圓の費用を拂つても百九十八圓を得ることゝなり、金の流入を來たす。金が流入するに從つて通貨が膨脹し、貨幣價値の下落を齎らすと同時に相手國に於いては、金の流出に伴ひ通貨縮少、貨幣價値騰貴の現象が生ずるので、對米爲替は百九十七圓から漸次上昇する。而してそれが正貨輸送點たる百九十八圓以內に復すると、金の流入は停止する。更に圓價の下落が繼續し、相場が正貨輸送(輸出)點たる 200+2=202 圓以上に出づると二百三圓の如くなると、米國向額面百弗の手形を買入れるには二百三圓を要するに、正金を現送すれば二百二圓を以て足るから、金の流出を促すことゝなる。金が流出すれば、當國には通貨縮少、貨幣價値騰貴、相手國には金流入に伴ふ通貨膨脹、貨幣價値下落の諸現象を生ずるので爲替相場は再び下降し始め、それが正貨輸送點たる二百二圓以內に至ると金の流出は停止する。

斯樣に貨幣の對外價値の表現たる爲替相場の變動に依り金は或は他の金本位國に流出し或はこれより流入し、以てそれ等の國に於ける通貨量を統制する。それと同時に爲替相場をして長く正貨輸送點外に留まらしめない、即ち貨幣の對外價値變動の振幅をして正貨の輸出及び輸入の兩點內に限らしむるのである。金本位制度に於ける金は正に斯る職能を營むものであるから、或る重要な商業國例へば英吉利の如きがこの制度を採用したことは、勢ひこの國と關係ある他の諸國をして金本位制度を樹立せしむるの誘因となつたのである。蓋し此等の諸國は、この金の連絡關係を通じて對英爲替相場の安定を期するを得、從つて其變動の對外取引及び受拂勘定の上に及ぼす不利な影響を免れるを得るからである。又一方金本位制度を採用する國の增加することは、金の連絡關係の範圍を擴大し、金をして益々その職能を發揮するを得せしむるのである。斯くて金は所謂『世界的貨幣』となるに至つて居るのである。

以上の如く金は通貨の統制者となり、通貨の增減はこれが發行者の意思に關せず、一に貨幣の用に供せらるゝ金の量に依存するのである。而してこの金の供給

量は自然的產出高と一國の取得高とに依りて制限せられて居るから、正常の狀態に於いては異常の增減を來さないと同時に、金は其需要が世界的であり、其用途の轉換が容易であり、又運搬も容易である等の特徵を有して居る。故に貨幣の價値は、右述の如き金の職能を通じて、金平價を保ちながら、對內的にも對外的にも安定なるを得る。從つて貨幣の方面より起る物價の變動は比較的尠少ならしめらるゝを得るのである。

併しながら金本位制度に於ける貨幣價値の安定も、言はゞ場所的安定である。貨幣價値の依りて懸らしめらるゝ金が、財貨としての價値變動を免れぬ以上、金本位制度も貨幣價値に絕對的安定を與へるものではなく、殊に長期間を採つて觀ると甚だ不安定なるを免れぬと主張せらるゝ。併しこの點は金本位制度反對說を檢討するに當つて論及するであらう(二)。

（一）玆では前の說明と步調を保つ爲に支拂勘定相場又は邦貨建相場を用ふる。これは外國貨幣を基準とし、それに交換さるべき邦貨幾何と表はす方法である。例へば香港宛一一〇圓(百弗に付)と云ふが如くである。故に我國に於いて歐米各國其他に對して一般に用ふる受取勘定相場又は外貨建相場例へば對米四五弗(百圓に付)と云ふ如き建方とは反對である。而して爲替相場の騰落は其呼聲の大小を示すのであるから、爲替相場の騰落が自國に與へる利・不利の關係は建方が異れば正反對となるものである。

（二）F. Machlup: Die muen Währungen, Ester Teil, II, III; B. Moll: Die modernen Geldtheorien, II. Teil, II. A.; Lansburgh: Die Rolle des Goldes in der Goldwahrung, Die Bank, Mai 1928; R. G. Hantrey: The Gold Standard, Chap. I; 等參照

六　金本位制度の各形式と金の職能

金本位制度は貨幣價値の絕對的安定を保證しないとは言へ、これに代るべき適當の制度の發見されぬ以上は之を維持するの外なく、又現在に於いては遽かに廢棄さるゝが如き形勢は些かも存在しない。してみると、金本位制度の各種形式中何れが最も適當であるかと云ふことは、貨幣制度上の一個の重要問題として成立し得る譯である。而してこの問題は幾多の見地から觀察し得るものであるが、玆には前項所述の金の職能より之を一瞥するに止めるであらう。

（イ）金本位制度の何れの形式が金の職能を最もよく發揮せしむるを得るかに就いて、先づ之を貨幣の對外價値變動の範圍より觀ると、この範圍をして最小なら

しむるものは金爲替本位制度である。既に述べた樣に、金現送の爲には運賃、保險料、利子等の輸送費を必要とするものであるが、金爲替本位制度に於いてはその金を代表する爲替を以てするのであるから、輸送費を著しく減少するを得るのである。從つて輸送費を以て劃せらるゝ正貨輸出點と輸入點との間の幅は甚だ狹小なものとなるのである。前項所述の例を圖を以て示せば、

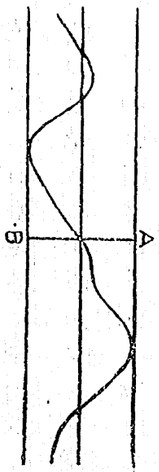

このABの幅が遙かに狹小となるのである。而も、この方法を以てしても金輸送の場合と同一の目的が達せらるゝのであるから、金本位國間の連絡が現實の金移動に依つて行はるゝ場合よりも、貨幣の對外價値は一層安定し得る筈である。

金貨及び金塊兩本位制度に於いては、右の振幅は前者に於けるよりも大であり、且つ兩者とも略ぼ同一である。併し仔細に觀れば幾分の相違が存する。即ち金貨本位國には屢々多量の外國金貨が流入し來たつてゐる。勿論貨幣は外國に於いては本來一の財貨たるべきものであつて、貨幣ではないのであるから、外國金貨は一般に流通することは少ないが、國際金融に關係ある者（銀行、金融業者等）の手には保有せらるゝ。然るにこの外國金貨は、その本國に歸來すれば、通用最輕量目以上に磨滅し居らぬ限り、純分の檢査、鎔解、改鑄等の諸費用を必要とすることなく直ちに流通場裡に現はるゝことが可能であるから、其本來の價値よりも右の諸費用だけ高き價値を有してゐる。同樣に自國金貨も、其磨滅が法定の限度內に止まつて居れば、外國より歸來した時直ちに支拂の用に供し得るから、其名目價値より幾分高き價値を有してゐる。斯樣に外國金貨は外國爲替裁定上其本來の價値以上の價値を有するが故に、爲替相場が變動して理論上の正貨輸出點に近付くと、まだ實際其點に到達する少し以前に早くも外國金貨は其本國に向つて流出する。反對に爲替相場が理論上の輸入點に達する以前に自國金貨は相手國から自國に流入する。併しこの現象は斯樣な前提を必要とするから、如何なる時及び場合にも起ることではないけれども、金貨本位制度の採用さるゝこと久しきに及べば及ぶ程一般に起り得ることであるから、この制度に於いては理論上の外に實際上の正

貨輸送點が存し、金塊本位制度に於けるよりも一段狹き變動の振幅が存する次第である。

以上に依つて觀ると、金爲替本位制度は貨幣の對外價値變動の幅を最小ならしむるを得るから、この點に於いては最も優れたものゝ如くに考へらるゝ。併しながらこの長所を有する金爲替そのものが、又重大な短所を有して居るのである。即ちそれは、金爲替も畢竟外國の貨幣を取得し得る證書であるから、普通の外國爲替と同樣に投資の目的となり、利子を享得し得るの特質を有することである。この特質あるが故に、金ならば外國に送致せられて支拂勘定決濟の用に供せらるゝが、金爲替の場合には斯る保證は存しないのであつて、資本家の投資の目的物として國內に留保することがあり得るのである。それが爲に、金爲替本位制度に在つては貨幣の對外的價値變動の振幅は狹小であるが、その價値が外國の金本位の價値に對して平準を保つと云ふ同一の目的を達する爲に金を以てするよりも遙かに多額の金爲替を必要とするのである。而してこの缺點は、次に述ぶる國內通貨との關係に於いて更に一層甚しいものとされてゐる。

（ロ）次に通貨の伸縮性と云ふ點より觀察する。既に前項に詳述した樣に、金本位制度に於ける通貨數量は其發行者の意思に依らず、金に制約せらるゝのである。この事は一般に金の自働的通貨統制又は通貨の自働的伸縮等と稱せらるゝ。斯る金の職能は貨幣價値をよく對內的にも對外的にも安定せしむるものであるとすれば、金本位制度に於いては金の職能の營まるゝ儘に放任して差支なきものゝ如くに考へらるゝが併し事の眞相は決してさうでない。金本位制度に於いても金が順調に其職能を發揮し得んが爲には、この制度を確實に支持するの要がある。故に關係中央機關はこの制度の支持を危殆ならしむること例へば金に對する外國の取付が發生し金準備に著しい減却を來した如き場合には、適當の方策を採らなければならない。而してこの方策の主要なものは中央銀行の割引政策であるが、茲ではこの制度支持の方面は姑らく不問に附する。

前に指摘した所であるが金の通貨制約の完全に行はるゝのは流通貨幣の全部が金貨から成るか（Totale Goldumlaufswährung）或はそれは紙幣であつても全額の金準備が存するか（Vollgedeckte Goldkernwährung）何れかの場合である。併し斯る制度

は一般に行はる所ではなく、通例は金に據らぬ紙幣も發行され、流通に附されてゐる。であるから理論上から言へば、金の通貨統制も完全に自働的ではなく、制限された意味に於いて存するのである。

茲に於いて、この意味に於ける通貨統制が、何れの形式の金本位制度に於いて最もよく起り得るかと云ふことが問題となる。この點から觀れば、之を最もよく保證するものは金貨本位制度である。即ち金貨本位制度に於いて外國に金を現送するの必要が起ると、金貨が直接流通場裡から流出するか（殊に外國金貨が存する場合には理論上の金輸送點前に既に流出する）、或は中央機關に取付けられて流出する。前の場合にはそれ丈流通貨幣量を減少し、後の場合にもその兌換に提供された紙幣額が流通場裡から姿を消し、金流出により通貨數量が自働的に調節せらるゝ。而して流出した金貨及び金塊は相手國に於いて直ちに流通に加はるか或は造幣局に輸納された後に其通貨數量を增加し、外國からも自國貨幣の對外價値を金平價にまで引上ぐるを助くるのである。反對に自國貨幣の價値が相對的に騰貴した時は、外國から流入した金は結局通貨數量を增加する、殊に外國に在る自國金貨は逸早く歸來して直ちに流通場裡に現はるゝのである。

然らばこの點に於いて金核心本位制度は如何と云ふに、金塊本位制度は略ぼこれに近き效果を擧げ得るであらう。即ち貨幣の對外價値が正貨輸出點に到達すると、金は中央機關に取付けられて外國に流出する。而して其金に相應する通貨（紙幣又は定位貨幣）が中央機關に回收されるから、それだけ通貨量は縮少される。然るに金貨本位制度に於いては金流出が流通場裡の金貨を以て行はれても、それ丈は通貨數量を減少することゝなるのであるが、金塊本位制度に在つては個人所有より流出する金は必ずしも通貨を收縮しない。故に中央機關はあらゆる金の流出に際して、精確にこれに相應する紙幣又は定位貨幣を流通から引上げなければならぬ。反對に金の流入する場合には、金貨ならば直ちに流通場裡に現はれ得るが、金塊ならば通貨の膨脹は中央機關に買入れられた後に起るから、其效果は幾分遲く現はるゝものと言ひ得られよう。而して中央機關は流出する一切の金に精確に相當する通貨を回收するに當つて、其經濟上に及ぼす結果の如何と、他に（政府、政黨等の）これに反する意圖の存否如何とを無視しなければならぬが、他方流出

する金は何等の障碍なく仕向國の通貨を膨脹せしむる。ランスブルクが、金塊本位制度に於ける金の職能が外國に對しては無條件に、自國に對しては條件附であると云ふのは、此故である。

金塊本位制度に於いては、幾分條件附であるにもせよ移動するものが金であるから、金貨本位制度に近き效果が擧げ得らるゝが、金爲替本位制度に於いてはそれが猶ほ一層條件附であると言はなければならない。即ちこの制度に在つては、中央機關の行ふ金爲替の賣買に依つて通貨數量が調節される。換言すれば、金は金爲替と云ふ代理者をして通貨を統制せしむるのである。然るに金爲替は投資の對象となるから、金の移動と同一目的を達する爲には、言ひ換へると代理者が金の職能を盡くす爲には、通例金自體の數倍多額の金爲替を必要とする。從つてその投資の目的物となつて民間に保有さるゝ金爲替が流出入しても、必ずしも通貨數量と有機的關係に立たぬ。又仕向國に於いても同樣である。故に金の通貨統制の效果の現はるゝのは、甚だ鈍いと言はなければならない。併し中央機關が金爲替現在高に於ける變動に從つて通貨の伸縮を行へば、右の效果は一層迅速に現はれるけれども、金爲替を以て金移動の目的を達する爲には金自體の數倍多額を必要とすること前述の如くであるから、金爲替の移動が通貨數量上に及ぼす變動は甚だ急激なるものがある。從つて內國經濟に對して、金貨、金塊、兩本位制度に於けるよりも一段有害な反動を與へるものと言はなければならない(一)。フィッセリンクも、金爲替本位制度の主要な缺點は、それが常に或る程度まで人爲的制度たることで、これが爲に、通貨價値の下落を避けんとすれば嚴重な管理を必要とすることであると、述べて居る(二)。

思ふに、金本位制度が其附隨する缺點にも拘らず多年に亘つて採用せられ、又一方所謂科學的本位制度の提案が何れの國にも採用さるゝことのないのは、他にも幾多の理由はあるであらうが、其理由の一が人爲的要素を包含することの尠い制度が事實上一層よく貨幣價値の安定を期するを得るとの認識に存することは、疑ひなき所である。してみると、金本位制度の各形式の中金貨本位制度が、右述の理由から最も優秀な地位を占むるものとされなければならぬ。蓋しその制度に於いては、金が最もよく自働的に其職能を營み得るからである。併しながらこの結

論は、たゞ金の營む通貨統制と云ふ點（この點は勿論重大ではあるが）からのみ吟味した結果であるから、實際各國はこの制度を樹立又はそれに推移しなければならぬと論ずる譯には行かぬ。現に幾多の銀本位國又は紙幣本位國が金本位度制の效果を享得せんが爲に金核心本位制度を確立した樣に、又カンリッフ委員會が一九二五年の英吉利金塊本位制度の理由として擧げてゐる樣に、金核心本位制度は其樹立が甚だ容易であり且つ極めて經濟的なる點に一大特色を有して居るのである。蓋しこの制度に於いては、（イ）金貨本位制度に於けるよりも僅少の金を以て足りる。（ロ）併しその金は中央に集中保有さるゝから其金準備の高は比較的に多い。（ハ）從つて爲替政策が可能であり、又金兌換に關する心配が少い。（ニ）金貨の鑄造並に其流通上に生ずる甚だ不經濟な失費を總て省くことが出來る、等の一大長所を有して居るのである。かるが故に、一國が新らたに金本位制度を樹立する場合、之を改革せんとする場合、或は現在の制度の適否を明かならしめんとする場合には、之を理論上より鑿穿すると共に、其國が金貨本位制度を樹立及び維持する力を有するか、世界の商業上如何なる地位を占むるか、國民が金の使用に慣熟及び希望して居るか、國内に多量の金を產出するか否か、世界の主要商業國の多數が金本位國であるか否か、等幾多の見地から之を吟味しなければならぬことは明かである。（昭和三年九月二十三日稿）

（一）以上諸點の吟味は甚だ不充分であつたが、これが詳細の比較研究は他日の機會に待つ次第である。猶ほ此等の點に就いては、Alfred Lansburgh: "Die drei Goldwährungen" & "Barren oder Münzen," Die Bank, Nov.-emberheft & Dezemberheft 1926. （ランスブルクの金本位論、本誌第廿二卷第八號に拙譯紹介）同氏 "Die Rolle des Goldes in der Goldwährung," Die Bank, Maiheft 1928; "Devisen-Reserven," Die Bank, Oktoberheft 1924; "Das falsche Prinzip," Die Bank, August-Septemberhefte 1925. F. Machlup: Die neuen Währungen, I. Teil; & Die Goldkernwährung. B. Moll: Die modernen Geldtheorien, II. Teil, II. 等參照。

（二）G. Vissering: On Chinese Currency, p. 17.